

令和6年度

**相 楽 広 域 行 政 組 合
歳入歳出決算審査意見書**

相楽広域行政組合監査委員

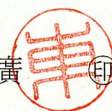
令和6年度 決算審査意見書

令和6年度相楽広域行政組合一般会計の歳入歳出決算書及び証ひょう書類、その他政令で定める書類を審査した結果、下記のとおり意見を付する。

令和7年10月31日

相楽広域行政組合

監査委員 東 達 廣



監査委員 柴田 はすみ



第1 審査の概要

1 審査の対象

令和6年度相楽広域行政組合一般会計歳入歳出決算書

2 審査の期日

令和7年10月15日（水）午後1時27分から午後3時21分

3 審査の手続

この決算審査にあたっては、相楽広域行政組合代表理事から提出された一般会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、計数に誤りはないか、財政運営は健全か、財産管理は適正か、さらに予算の執行については関係法令に従って効率的になされているかなどに主眼をおき、毎月実施している例月出納検査を参考とし、関係諸帳簿及び証ひょう書類との照合、その他必要とされる書類等の提出を求め、関係職員から説明を受けるなどして実施した。

第2 審査の結果

審査に付された一般会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は関係法令に基づき作成されており、決算計数は関係帳簿及び証ひょう書類と照合した結果、全て適正に処理されていることが認められた。

1 決算規模

令和6年度一般会計の決算規模は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分		一般会計
1	予 算 現 額	321,002,000
2	歳 入 総 額	322,848,749
3	歳 出 総 額	291,140,365
4	歳入歳出差引額	31,708,384
5 翌 年 す べ へ き 繰 財 源	(1)継続費逡次繰越額	0
	(2)繰越明許費繰越額	23,792,000
	(3)事故繰越し繰越額	0
	計	23,792,000
6	実 質 収 支 額	7,916,384

2 審査意見

まず、予算総額から見た歳出の執行率は、90.7%（繰越分を除くと97.5%）であり、適正に執行されているとともに、財政運営は総体的に見て健全であり、適切であることが認められる。

本組合においては、国庫支出金や府支出金等を除き、基本的に、組合を組織する市町村の分担金でもって運営されていることから、その運営にあたっては、引き続き、構成市町村との連携のもと適切な事業運営に努められたい。また、構成市町村の財政状況が一段と厳しさを増す中、最小の経費で最大の効果を上げるためにも、前例踏襲に陥ることなく、施策の十分な検証、判断、決定のもと、必要な部分には必要な資源を投入し、引き続き地域住民の生活福祉の増進に寄与するよう将来を見据えた適正な予算執行が望まれる。

相楽会館の現地建替えのため、令和6年度から相楽会館建替経費として新たに市町村分担金の負担が生じているが、その負担割合については、構成市町村と慎重かつ丁寧な議論の結果、市町村割10%、人口割を90%に設定されたことは、市町村の規模や受益の観点から十分考慮したうえで決定されたものと認められる。

なお、一般会計科目別決算額の対前年度比較は、別表1から別表2のとおりである。

一般会計では、し尿処理業務が本組合の業務の大勢を占めており、その直接経費である衛生費のうち清掃費が一般会計の69.4%と非常に高い割合となっている。

さらに、人件費などを除けば、し尿処理業務が本組合のすべてに近いと言っても過言ではなく、本組合はもとより各市町村の財政面に大きな影響を及ぼすもの

であることから、本業務の円滑かつ適正な運営が強く求められる。

その中で、広域的な取組みのし尿処理施設である、そうらく衛生センターの運転維持管理業務については、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」（いわゆる「合特法」。）の趣旨を踏まえた代替業務として、し尿収集運搬業者等で組織する「京都南部環境事業協同組合」に委託されている。

なお、令和5年度から3か年の長期包括的運営業務として委託することで、民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により、運転経費の効率化と施設管理体制の適正化を図っている。ただし、包括的に運転管理業務を委託したとしても、一般廃棄物の処理責任については本組合にあることから、併せてモニタリング業務委託により専門的知見を持った第三者による業務監視・評価を実施し、業務が要求水準書どおり適正に実施していることが確認されていることを踏まえ、組合として履行確認がなされており、適正かつ効率的な業務が行われていることは高く評価できる。

また、そうらく衛生センターへの収集運搬業務についても、日常業務として円滑に処理されているが、令和6年度の搬入量は、し尿が4,258kℓで前年度に比べ53kℓ、1.2%の減少、浄化槽汚泥が7,962kℓで前年度に比べ211kℓ、2.6%の減少と、総量では12,220kℓで前年度に比べ264kℓ、2.1%の減少となっている。

し尿くみ取り手数料（委託料）については、本年10月1日から10リットルあたり128円から143円に改定されたが、改定にあたっては、構成市町村の担当課長会議において、複数回にわたり検討された結果を踏まえ、理事会で方針が決定され、組合議会に対しては、全員協議会における説明を経て、議会の議決がなされている。なお、下水道等の進捗により、し尿収集世帯は減少してきているものの、本業務の委託者である組合としては、収集運搬業務の適正な業務遂行がなされるよう引き続き対応されたい。

次に、相楽消費生活センターの運営業務については、平成22年3月の業務開始から令和6年度で14年となり、運営も安定している。

相談業務については、商品やサービスの契約に関する苦情や相談、あるいは通信販売等の契約トラブルなどについて、電話や来所で相談を受け、適切に助言、あっせん等を行って解決に結びつけられている。また、消費者教育・啓発業務については、平成30年度から地方消費者行政強化交付金を活用し、学校教育における消費者教育及び高齢者の見守りネットワークへの支援等に積極的に取り組まれているものの、現行のスキームでの交付金は、現状、令和7年度で廃止とのことだが、令和8年度以降の交付金の獲得に向け、積極的な取組みをされたい。

業務の状況については、年間の相談件数が572件で前年度の579件に比べ、7件、1.2%減少している。消費生活出前講座は、一般や学校関係消費者教育を含めると、70回、2,110人を対象に実施され、消費者教育・啓発に努められており、小・中学生への消費者教育は重要であると考えられることから、引き続き小・中学校への出前授業に積極的に行い、内容についても新鮮味のあるものとなるよう取り組まされたい。

また、国においては、社会環境の変化への対応として、消費生活相談や消費者教育においても、デジタル・トランスフォーメーション（DX）の導入に向けた取組が進められており、これらの動向を注視しつつ、府内センターの状況も勘案しつつ、検討を進められたい。

平成24年6月に開設された相楽休日応急診療所では、日曜日、祝日、年末年始における軽症の急病患者に対する適正な一次応急処置の場を提供することで、圏域住民の安心・安全な生活の推進が、関係機関との連携により運営されている。

令和6年度は、年間の受診者数が1,099人で前年度の1,519人に比べ420人、27.6%の減少となっている。

また、これまでと同様に市町村ごとの実績比と人口比が異なっていることから、受益と負担の不均衡が生じているという側面もあるが、これは診療所の立地場所が影響していると考えられる。

令和6年度の休日応急診療所事業については、新型コロナウイルス感染症の感染者が前年度に比べ減少したこと及び診療報酬収入単価の減少に伴い、診療報酬収入は減少している。

本診療所については、診療報酬収入及び市町村分担金の補てんによる運営であることから、構成市町村の負担の軽減に向け、引き続き、特定財源の獲得に向け、積極的な取組みをされたい。さらには、圏域住民のセーフティネットとしての役割を果たすことは重要であり、住民の安全・安心を守る意味においても本診療所の存在意義は大きく、そのあり方も含め、医師会、薬剤師会、山城南保健所及び関係機関と連携した取組みが必要である。

また、令和6年度には、相楽会館解体工事設計業務など建替工事に関する準備が進められたが、令和7年度は解体工事、令和8年度は建設工事が予定されており、工事の入札事務等、法令を遵守しつつ事務を進められ、圏域住民の福祉の向上に寄与する新庁舎の建設に努められたい。

これらの多岐にわたる共同処理する事務が、現在の職員態勢において、効率的・合理的に遂行されたことは大いに評価できる。

最後に、一部事務組合は、本来、各市町村が単独で処理すべき業務を、困難性や効率性などの観点から圏域で共同処理しているものであるため、各市町村では、共同処理の業務分だけ事務負担が軽減されているものであると言える。

また、近年、本組合に新たな業務が加わるとともに、相楽会館の建替事業を円滑に進める必要があり、現在の限られた職員数では構成市町村が望むすべての業務への対応が困難であると想定される。以上の点から、構成市町村においては事務局職員の配置について積極的な検討が必要であると考えられる。

本組合については、今後も圏域の枠組みを堅持しながら、本組合規約に定められた共同処理事務に努め、圏域が一体となって各種事業に取り組まれることを望むものである。

別表 1

一般会計歳入決算額対前年度比較表

(単位：円、%)

区 分	令和 6 年度		令和 5 年度		増 減 額	増減率
	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比		
分担金及び負担金	273,995,190	84.9	221,333,864	75.4	52,661,326	23.8
使用料及び手数料	16,064,520	5.0	16,479,620	5.6	△ 415,100	△ 2.5
診療報酬収入	13,850,191	4.3	25,345,649	8.6	△ 11,495,458	△ 45.4
府 支 出 金	3,957,000	1.2	3,810,000	1.3	147,000	3.9
繰 越 金	14,357,894	4.4	26,707,922	9.1	△ 12,350,028	△ 46.2
諸 収 入	623,954	0.2	7,874	0.0	616,080	7,824.2
歳 入 合 計	322,848,749	100.0	293,684,929	100.0	29,163,820	9.9

別表 2

一般会計歳出決算額対前年度比較表

(単位：円、%)

区 分	令和 6 年度		令和 5 年度		増 減 額	増減率
	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比		
議 会 費	381,365	0.1	400,169	0.1	△ 18,804	△ 4.7
総 務 費	50,208,003	17.3	39,770,559	14.2	10,437,444	26.2
衛 生 費	225,356,374	77.4	225,792,523	80.9	△ 436,149	△ 0.2
商 工 費	15,194,623	5.2	13,363,784	4.8	1,830,839	13.7
歳 出 合 計	291,140,365	100.0	279,327,035	100.0	11,813,330	4.2

